西水門	一基	石造水門、正面五・一メートル、石造擁壁附属	
東隧道		附・門扉及び巻揚装置　一式 石造隧道、延長四九・一メートル	
西隧道		石造隧道、延長一六二・〇メートル 附・疏水橋　一基	
		石造単アーチ橋、橋長一三・一メートル、幅員三・二メートル、親柱及び石碑附属 ・護岸　四所	
		一号護岸　石造、延長二五・一メートル	
		二号護岸　石造、延長五三・九メートル	
		東三号護岸　石造、延長二〇・三メートル	
		西三号護岸　石造、延長九〇・〇メートル	
		・那須原疏水線實測全圖　六枚 ・那須原疏水線建築圖綴　一冊 ・那須原疏水工事竣工説明　一冊	

○文部科学省告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十三日

文部科学大臣　松野　博一

名称	所在地	区域	面積
長野市戸隠伝統的建造物群保存地区	長野県長野市	長野市戸隠字宝光社の全域並びに字中社、字宝光社東、字宝光社西、字堂前林、字向林、字東谷及び字上泡原の各一部 備考　区域に関する図面を、長野県教育委員会並びに長野市教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約七三・三ヘクタール
牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区	徳島県海部郡牟岐町	牟岐町大字牟岐浦字出羽島の一部 備考　区域に関する図面を、徳島県教育委員会並びに牟岐町教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約三・七ヘクタール

○文部科学省告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月二十五日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十三日

文部科学大臣　松野　博一

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
デフォレスト館	木造二階建、鉄板葺、建築面積一九三平方メートル	平成二十五年文部科学省告示第五十九号	宮城県仙台市青葉区土樋一―六―一

○文部科学省告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、平成二十九年二月二十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十三日

文部科学大臣　松野　博一

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
石山味噌醤油株式会社二号味噌蔵	木造平屋建、瓦葺、建築面積二九七平方メートル	平成十二年文部省告示第八十九号	新潟県新潟市中央区湊町通四ノ町三三五六
石山味噌醤油株式会社三号味噌蔵	木造平屋建、瓦葺、建築面積二八一平方メートル	平成十二年文部省告示第八十九号	新潟県新潟市中央区湊町通四ノ町三三五六
石山味噌醤油株式会社五号味噌蔵	木造平屋建、瓦葺、建築面積二四一平方メートル	平成十二年文部省告示第八十九号	新潟県新潟市中央区湊町通四ノ町三三五六
白銀屋旅館渡り廊下	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六平方メートル	平成十一年文部省告示第四十六号	石川県加賀市山代温泉一八―四七